

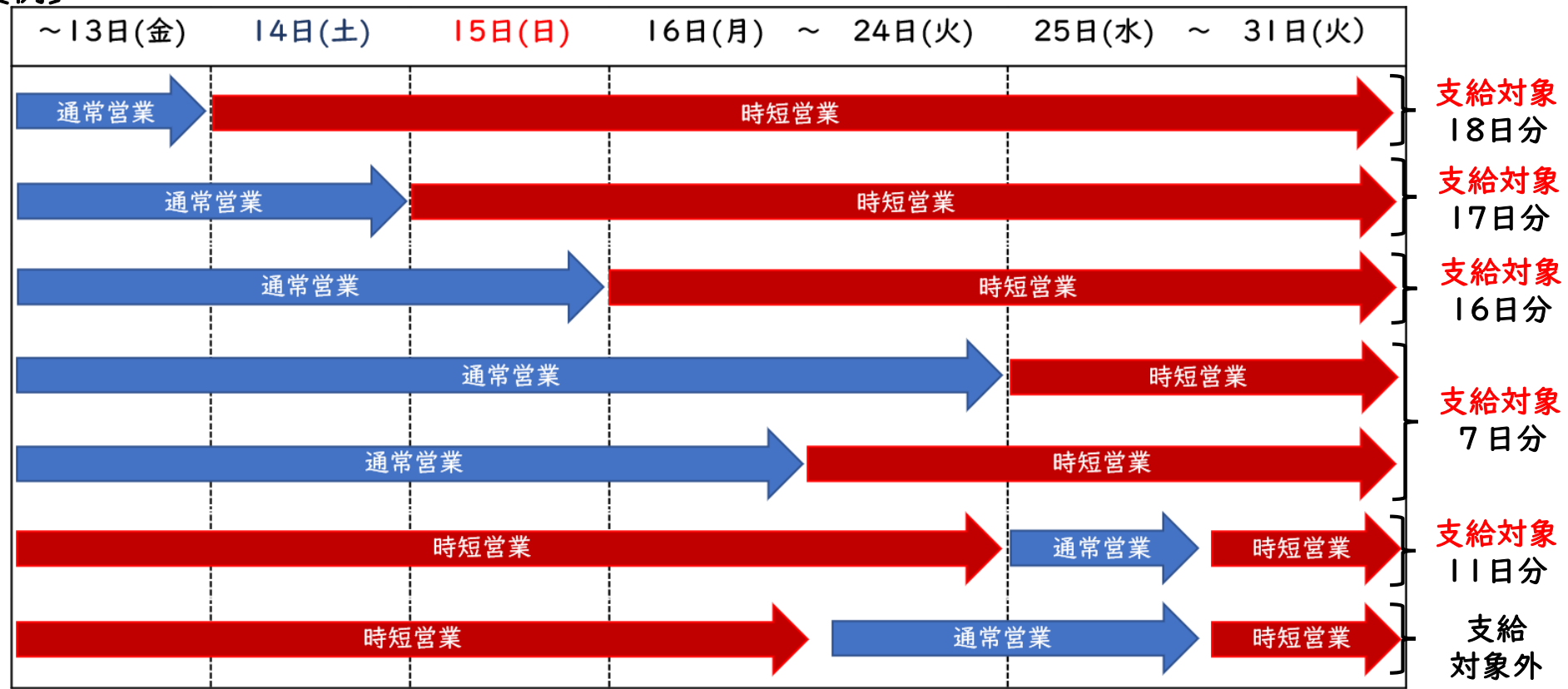
協力金の対象期間について

協力金は、令和3年8月16日（月）午後8時から9月1日（水）午前5時まで期間を通して時短を行なった飲食店等に支給します。

なお、8月14日（土）又は8月15日（日）から継続して協力した飲食店等については、その分の加算を行います。ただし、8月14日（土）に時短を行ったとしても、8月15日（日）に通常営業を行った場合は、8月14日（土）の分は加算されません。

また、延長期間である8月25日（水）午後8時から時短要請に協力し、9月1日（水）午前5時までの期間を通して時短営業した場合も協力金の対象となります。

〔例〕



※8月分の協力金の支給対象となる時短営業の協力日数は、18日・17日・16日・11日・10日・9日分・7日の7通りあります。